

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 2 月 12 日
開会時刻	午後 2 時 1 分
閉会時刻	午後 3 時 11 分
出席委員名	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
	世古口新吾
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	加藤 寿人
審議議案	個人情報保護条例の改正について
	庁舎改修について
	機構改革について
	定住自立圏形成協定の変更について
	管外行政視察の実施等について
説明者	総務部長、総務課長、管財契約課長、職員課長、
	情報戦略局長、企画調整課長、情報調査室長、
	環境生活部長、戸籍住民課長、都市整備部長、建築住宅課長
	ほか関係参与

## 審議結果並びに経過

品川委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「個人情報保護条例の改正について」、「庁舎改修について」、「機構改革について」、「定住自立圏形成協定の変更について」、及び「管外行政視察の実施等について」審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 2 時 1 分

### ◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「個人情報保護条例の改正について」、「庁舎改修について」、「機構改革について」、「定住自立圏形成協定の変更について」、及び「管外行政視察の実施等について」の 5 件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎品川幸久委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## 【個人情報保護条例の改正について】

### ◎品川幸久委員長

それでは初めに、「個人情報保護条例の改正について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

総務部長。

### ●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

私どものほうから本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長御案内のとおり「個人情報保護条例の改正について」外 3 件でございます。

なお、詳細につきましては、各担当のほうから御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

### ◎品川幸久委員長

総務課長。

●中川総務課長

それでは、すみません御時間をいただきます。

まず、「個人情報保護条例の改正」につきましてでございます。

平成25年5月31日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、略称で「番号法」とか「マイナンバー法」といわれておりますけれども、この番号法によりまして、「社会保障・税番号制度」、いわゆる「マイナンバー制度」が導入されることとなっております。

「マイナンバー制度」が導入されるに当たりまして、番号法の規定に基づき、個人情報保護条例の改正を行う必要があります。今回、条例改正につきましてパブリックコメントを実施しようとするものでございます。

それでは資料に基づきまして、進めさせていただきます。

まず、1、番号制度の概要でございます。

(1) 制度の趣旨ですけれども、番号制度は、国や地方公共団体、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤として整備されるものでありまして、これによって、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現しようとするものでございます。

番号制度では、個人に個人番号が、法人等に法人番号が導入されることとなっておりますが、ここでは、条例改正に関係のあります個人番号について説明をさせていただきます。

個人番号の利用は、記載のとおり社会保障・税・災害対策の3つの分野に法律で決められております。

次に、(2)制度の仕組みですが、住民票を有する個人の方全員、一人一人に重複のないように「個人番号」が付番をされます。

付番された個人番号によって、複数の機関において、それぞれで保有している同一人の情報をひもづけし、そのひもづけられた情報を相互に活用することが可能となります。機関の間で情報をやりとりすることを情報連携ということと呼んでおります。

また、番号制度は、個人番号を本人確認、身分証明として活用する仕組みということで考えられております。

次に、(3)制度の実施予定時期ですが、現時点で国から示されておりますのは、平成27年10月に個人番号の付番・通知が行われ、平成28年1月から、各種の申請手続におきまして申請書に個人番号を記載していただくなど、個人番号の利用が開始をされます。

また、申請された方が対象ですけれども、個人番号カードの交付が始まります。2ページをお願いします。そして、情報連携ということで、国の機関の間で平成29年1月から、国と地方公共団体の間、また、地方公共団体同士で平成29年7月から開始される予定ということになっております。

続いて、2の個人情報保護条例の改正でございます。

まず、改正の趣旨ですけれども、アの番号法への対応です。

番号制度が導入されるに当たりまして、番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報、個人番号や個人情報とひもづけられた個人情報を「特定個人情報」と定義をつけまし

て、その取り扱いについて、通常の個人情報よりも厳格な保護措置を定めるということになっております。

保有する個人情報の取り扱いを定めるものとしまして、国の省庁などの行政機関については「行政機関個人情報保護法」、地方公共団体については、それぞれの団体でそれぞれ個人情報保護条例が制定をされております。

番号法では、特定個人情報の取り扱いの定め方として、番号法の条文の中で、国の機関に関する規定を置いております。ただ、地方公共団体に対しては、国について定められた規定の趣旨に沿って、同様の措置をそれぞれの個人情報保護条例で定めるように求めています。

こうしたことから、今回、番号法の規定の趣旨に沿いまして、特定個人情報の取り扱いを定めるため、個人情報保護条例の改正をしようとするものでございます。

次のイの条例の見直しにつきましては、番号法に伴う改正を行うに当たり、土台ともいべき現行の条例の部分につきまして、独自の部分は独自の部分として残しながらも、開示の手続など国と同じ流れの部分につきましては、用語や条文の構成などについて行政機関個人情報保護法を参考にしながら整備等を行い、また非開示情報など情報公開条例とも整合を図るべきところは、そのように改正する等の見直しを、今回、あわせて行いたいというふうに考えておるものでございます。

それでは、改正内容でございます。

「資料1の2」のほうをごらんください。

まず、1の趣旨ですけれども、先ほど申し上げた内容でございます。

次に、下段のほうの2の主な改正の内容でございます。

順番が逆になりますけれども、まず、(1) 条例の見直しでございます。

アの個人情報の定義と、ページをめくっていただいて、次の2ページ、イの個人情報の取得に関する制限、ウの個人情報の利用及び提供の制限の例外事由、これらにつきましては、行政機関個人情報保護法を参考に同様の規定を盛り込もうとするものでございます。

次に、エの開示、訂正及び利用停止の請求手続等でございますけれども、ここでは、行政機関個人情報保護法を参考にしつつ、用語や条文の構成などの整備等を行うと、あわせて情報公開条例とも整合を図るように改正を行うものでございます。

次の3ページになりますが、オの法定代理人による代理請求の取り扱いにつきましては、本人が反対の意思表示をした場合は、法定代理人であっても請求を認めないこととするものでございます。

次めくっていただいて、4ページです。カの死者の個人情報の開示等の請求の取り扱い、これにつきましては、死者の個人情報、例えば、遺族の方が遺族本人の個人情報として開示請求をする場合などの取り扱いでございますけれども、現行では運用で行っているものをその運用につきまして条例のほうへ明記をしようとするものでございます。

また、あわせまして死者の個人情報が遺族の方など請求者本人の個人情報としてみなせるかどうか、かなり判断が困難な場合も想定されますので、実施機関として判断が難しい場合に、審査会のほうへ意見を求めることができるように、そういう道を開こうとするものでございます。

次のキの不服申立てに関する手続については、行政機関個人情報保護法を参考に同じ手

続を盛り込もうとするものでございます。

次のクの事務処理の委託に係る個人情報の保護措置でございますが、事務処理につきまして、外部に委託した場合、その受託者がさらに委託をするというような再委託等がなされた場合につきましては、現行の条例の条文上では、個人情報の保護措置に係る義務とその違反に対する罰則につきまして直接の適用がございません。このため、再委託にも適用があるように条文の改正を行いたいと考えております。

次の5ページです。ケの罰則の区域外適用につきましては、市外で違反行為が行われた場合にも条例の罰則が適用されることを明確にしようとするものでございます。

以上のような条例の見直しを行った上で、続いて、(2)の番号法への対応でございます。

改正の趣旨のところで申し上げましたように、番号法は、特定個人情報の取り扱いについて、通常の個人情報の取り扱いのより厳格な形で特例を定めることとしております。

今回の番号法への対応としての条例改正は、表仕立てになっておりますけれども、アと次の6ページになりますが、イのところに記載のとおり、行政機関個人情報保護法について定められた特例と同様の内容を個人情報保護条例においても定めることとするものでございます。

なお、イの「情報提供等記録」でありますけれども、これは何かと申しますと、どの機関からどの機関へ、いつ、どのような情報がやり取りされたかを記録したものでございます。

次に、ウのその他でございます。その他につきましては、電子計算組織の外部との通信回線等による結合の制限に関するものでございます。

外部との通信回線等による結合につきましては、現行の条例では、原則、禁止としております。ただ、特に必要がある場合で審査会が認めたときに限り結合ができるという組み立てにしておりますが、今回の番号法では、ネットワークシステムを介して情報連携が義務付けられております。このように、法令等で通信回線等による結合が定められているような場合については、制限の例外とし、審査会に意見を求めることを要しないこととするものでございます。

なお、審査会へのほうへは、結合をした旨の報告をするように定める予定でおります。

以上が、改正の主な内容でございますが、次に、改正の実施時期、施行期日につきましてでございます。条例の見直しと通信回線等による結合の制限の例外事由の追加につきましては、条例改正は6月議会に提案させていただきたいと考えておりますので、6月議会後ということで8月1日を予定しております。番号法による特定個人情報の取り扱いに係る特例を定める部分につきましては、それぞれ番号法の関係規定の施行日とするものでございます。

次に、申しわけございません、資料1の1のほうへお戻りください。1の1の2ページでございます。

2ページの最後のところ、(3)のスケジュールでございます。

今回の改正に当たりまして、まず、1月21日に審査会に諮問をさせていただき、先ほど申し上げた改正案の概要につきまして説明をさせていただきました。

そして、本日、総務政策委員協議会で説明をさせていただいて、2月20日から3月19日までの期間でパブリックコメントを行いまして、その結果を踏まえて、審査会で御審議い

ただいた上で、答申をいただく予定としております。

その後、パブリックコメントの結果と審査会の答申等につきまして総務政策委員協議会で報告をさせていただいて、6月議会に議案ということで御提案させていただきたい、このように考えております。

すみません、長くなりましたが、以上、個人情報保護条例の改正につきまして、改正の概要とパブリックコメントを行うこと等のスケジュールにつきまして、御説明を申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎品川幸久委員長

はい、ただいまの説明に対して御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

これまでも表明しておりますように、このマイナンバー制度自体に反対する立場です。ですから、この条例制定に向かつての作業を私は認めるものではないということを表明だけさせておいてもらいます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

はい、西山委員。

○西山則夫委員

今、黒木さんの意思表示はお聞きをいたしましたけれども、この社会保障税番号制度、マイナンバーといいますが、実は40年ほど前に国民総背番号制という名のものがあった形のもので出ておりました。当時は今のようにコンピューターが発達しておる時期でもなかった、ほとんどが手書きの作業でいろんな申請を行政もやっていたというように記憶をしておりますし、そういった意味では少し、時の移ろいで若干変わってきたのかなという経過もございまして…。

きょうは、条例の関係ですので余り中身へ踏み込みますと、少しまだ勉強不足でございまして、すみませんが、特にマイナンバー制度というものについて、もうこの10月から1個人に1番号が国から付与されるということなんですよ。

そして来年からはもう、それが本格実施をされる。

先ほど報告がありましたように、3つの業務に沿ってまずやっていくということになっておるんですけれども、私これ、市民の皆さん、どれだけこのことについてご存じなのかっていったら本当に、ほとんどの方が多分知らないというほうが多分実情ではないかというふうに思っています。

特に、この制度を導入するに当たっては、やはり行政のシステムの変更とか、突合とか、乗り入れっていうんですかね、ああいったものみんなしていけないといけないというふうには思っておるんですが、そのことも含めて全体的な流れ、例えば市民の皆さんにこ

の制度をどのようにして理解をしていただくかっていう努力をこの10月、さらには、来年の実施まで含めて、行政として今どのように考えておるのか少しお聞かせをいただきたいと思えます。

◎品川幸久委員長  
総務課長。

●中川総務課長

まず番号制度の広報につきましては、国が行うということになっております。

各地方公共団体につきましては、国の広報について協力をすると、協力要請という形に組み立てとしてはなっておりますが、委員仰せられましたように、実際の事務を行うのは、市町村の部分もありますので、その点につきましては、十分遺漏のないような形で広報周知を図っていかねばならないと、このように考えております。

◎品川幸久委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

課長がお答えいただきましたように、国の責務の中で広報をやっていくということになっても、なかなか実際に一市民が利用するのは、伊勢市役所が中心になっていくだろうと思うんですけど、なかなかそこへ行くまでに自分の一つの番号が与えられたということすら、なかなかわからずに、例えば国からあなたの番号はこうですよと、10月1日までに来るんですよ。

それに基づいて申請してカードを取得するか、いや、番号通知だけ持ってるのかっていう、いろんな形がこれから出てくるように思っておりますが、いろんな資料を見ますと、そのことが、カードを申請しなくてもいいということになってきますと、以前、住基カードがそうでしたように、なかなか市民の皆さんに自分は日本国中の中で一つの番号が自分に与えられているということすらもわからずに、済んでしまうケースもあるように思うんです。

それで、これからのことですから余り今、こうせえ、ああせえということは言いにくいんですが、やはりこれからの自治体業務の中でこのカードが有効に働くということをきちっと、市民周知というか市民に知らせていく責務は、私は、今課長がおっしゃいましたように、行政にあるというふうに思っておりますので、そこら辺をもう少し具体的にシステムがいつできるかわからん、それから国からの話があんまり来ていないというような状況では、いたずらに時間が済んでいだけで、慌てて10月間際になって、いやこういう制度なんですわって言われても、なかなか理解がしにくいというふうに思っております。

特に先ほど黒木さんが制度に反対ということでございましたけど、特にやはり心配されるのは、個人情報の問題とプライバシー侵害というところ、それから国に一括管理されるのではないかという、そういった心配性は市民の皆さんみんな持つと思うんで、そこら辺をきちっとしておくことも大事なかなというふうに思っています。

今の段階で、具体的な作業がどうのこうのといふとなかなかお答えがないようなんですが、今申し上げたことについて、現段階で考えていることについてお示しをいただきたいと思います。

◎品川幸久委員長  
総務課長。

●中川総務課長

はい、ありがとうございます。

そういうふうに市民の方、国民の方が懸念に思われておった部分、そこら辺を国会の審議でもいろいろあったところがございますが、その点につきましては、丁寧な形で広報するというのは大変重要かと思っております。

市の手段、広報の手段としては、ホームページとか広報へ掲載させていただく、あるいはケーブルテレビなんかを使わせていただいて、その点についての周知、また、国のほうからいろんな情報を取り寄せてそれを出させていただく、そのような形で取り組みたいというふうには考えております。

◎品川幸久委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

わかりました。

ぜひそういうスタンスをずっと持ち続けていただきたいというふうに思っておるんですが、実は、もう一点、このことを導入していくことについて、行政内の事務の扱いというか、いろんな分野にかかわってくるとは思いますが、煩雑さというんですかね、事務量については、どのように、現時点お考えでしょうか。

◎品川幸久委員長  
総務課長。

●中川総務課長

実際、個人番号カードの交付、付番、通知、ここは全く新しい事務ということになりますので、その点については、完全にプラス、増の部分でございます。

ただ、番号法で定められている事務、それについては個人番号を利用するという形になるんですけれども、その点については、新しく個人番号の取り扱いという部分はふえるんですが、実際の今の事務の流れがどんだけ変わってくるかっていうのは、現状、役所の中のほうとしては、各いろんな機関へ問い合わせ、そういう事務手続というのは、省略されてくるのかな、こういう部分があるのかなというふうには考えております。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、ありがとうございました。

以前から、質問申し上げたいと思ってたんですが、なかなかこのことについて具体的にスケジュールを含めて、ただ、節々のスケジュールは決まっておるんですけど、行政サイドのスケジュールはなかなか決まてこない、システムも含めて、そういったことでもありますので、かなり質問しにくいわけですが、ぜひこれから具体的な動きがあったら、協議会のほうへも御報告をいただいて、議論する場を提供していただけるようにしていただきたいというふうにだけ申し上げて終わります。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【庁舎改修について】

◎品川幸久委員長

次に、「庁舎改修について」の説明をお願いします。

管財契約課長。

●山口管財契約課長

庁舎改修について御説明をいたします。

資料2の1「庁舎改修基本計画（案）」の1ページをごらんください。

1番、現状でございますが、伊勢市役所本館につきましては、築50年経過をしており、耐震補強工事と津波浸水対策は終了しているものの、今後は老朽化対策を講じる必要があります。

また、防災拠点のほか、将来の環境変化に対応しながら、市民の方が利用しやすく、親しまれる環境整備も図っていく必要がございます。こういった現状から、庁舎が抱えます問題を解消し、行政サービスの向上と行政効率の向上を目指して庁舎の改修を実施していきます。

参考までに、これまでに耐震補強工事で4,363万6,950円、津波浸水対策で2億2,580万6,700円、東庁舎設備改修で7,585万6,200円既に支出しております。

2ページをごらんください。

2番の改修の基本理念でございますが、「環境と経済性に配慮した改修」、「安全・安心が実感できる改修」、「市民等の利便性に配慮した改修」の3つを基本理念とします。

3番の改修の基本方針でございますが、「環境と経済性に配慮した改修」では、外壁等の断熱性能の向上やLEDなどの高効率照明器具等への更新など省エネルギーや環境に配慮するとともに、将来の維持経費につきましても削減が図れるよう長寿命化改修を目指していきたいと考えております。また、一時移転先につきましては、既存施設を活用するな

ど無駄の少ない改修を図っていきたいと考えております。

2点目ですが「安全・安心が実感できる改修」でございます。防災拠点の役割を十分に果たせるよう耐震性能をより向上できる改修を目指していきます。また、個人情報や行政情報保護の観点からセキュリティーの強化も図っていきたいと思います。

3ページをごらんください。

3点目は「市民等の利便性に配慮した改修」でございます。年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れたいと思います。また、市民サービスや行政効率の向上を目指し、ローカウンターやサイン・案内板を設置し、わかりやすく利用しやすい窓口レイアウトの改善を図っていきます。また、事務効率を高めるため、OAフロアへの更新や部単位での集約配置など職員の執務環境の整備も図っていきたいと思います。

4番、改修項目ですが、主な改修項目としまして、(1) 照明器具はLED等へ更新をします。(2) 空調・換気設備はビルマルチ方式に、(3) 天井は下地を含め全面改修、(4) 床は廊下部分を長尺シート、事務室はOAフロアに更新、(5) 屋上につきましては防水等を施していきたいと考えております。(6) 番、壁面につきましては外壁の断熱、窓・サッシの機能向上等を図りたいと考えております。(7) 番の電気配線、(8) 給排水・ガス管、(9) 消火設備、(10) グリストラップにつきましては、老朽化した配線、配管を全面的に更新をします。(11) 番、耐震性能の向上は、平成24年度に建物外部の補強によりIS値0.8となりましたが、今回は建物内部の補強により、耐震性能のさらなる向上を図っていきたいと考えております。

(12) 番、庁舎の環境及び配置を見直すレイアウト改修では、市民の利便性の向上を目指していきます。

6ページをごらんください。

主な取り組みとしまして、「利用しやすい配置づくり」として、ローカウンターや多目的トイレ、授乳室、スロープ等の設置によるバリアフリー化を図ります。「分かりやすい配置づくり」では、誘導サインの設置や案内板を設置をしていきます。「機能しやすい配置づくり」では、部単位の集約配置や防犯シャッターの設置によるセキュリティー強化を図ります。(13) その他としまして、東庁舎の外壁につきましても今回の改修にあわせて、防水塗装を実施していきたいと考えております。

5番、工法でございますが、柱、梁、壁、床等の構造躯体を残し、内外装や各設備を改修更新していくスケルトン工法とし、工期は1年を予定をしております。

6番の施工期間でございますが、平成26年度から平成31年度までとなります。

7ページをごらんください。

7番の財源の確保につきましては、合併特例債を活用していきたいと考えております。

8番の改修工事期間中の一時移転先の確保につきましては、できる限り既存施設の有効利用を原則に、東庁舎、御菌総合支所、小俣総合支所、消防本部、旧さくらぎ保育所を一時移転先とします。

8ページをごらんください。

9番のその他でございますけれども、(1) 番としまして、工事期間中の駐車場につきましましては、施工業者と十分調整のうえ、駐車台数の確保とともに安全性の確保にも努めて

いきたいと考えております。(2)番としまして、百五銀行出張所につきましては、ATMも含め一時休止としたいと考えております。(3)番、地下食堂につきましても、改修期間中は一時休止としたいと考えております。

資料2の2「庁舎改修総事業費(案)」をごらんください。

平成27年度の本館改修で12億1,240万3,000円、一時移転先改修で9,881万8,000円、その他関連経費で2億2,681万円、合計15億3,803万1,000円を予定をしております。また、これに伴う合併特例債につきましては、9億4,800万円となります。

なお、事業費の算出につきましては、現在の積算基準で算出をしております。今後、資材の高騰でありますとか、労務単価の改正など今後の経済情勢によりまして変わってきますので、その際にはまた御報告させていただきたいというふうに考えております。

資料2の3「改修に伴う一時移転先の配置(案)」をごらんください。

1ページから4ページ、移転対象課が網掛けとさせていただいております。

5ページをごらんください。

移転先に伴う各施設の職員の増減でございます。東庁舎で88人、御園総合支所で85人、小俣総合支所で30人、消防本部で51人、旧さくらぎ保育所で19人の増加となります。

6ページをお願いします。

会議室・相談室の増減でございますが、本館東庁舎でマイナス22、御園総合支所でマイナス5、小俣総合支所でマイナス2の減少となっております。

7ページから22ページにつきましては、各施設の移転配置になりますので御高覧ください。

資料2の4「庁舎改修全体スケジュール(案)」をお願いします。

全体の計画は、今年度も含め6年間でございます。

平成27年6月に一時移転先改修の設計業務、12月に本館改修の設計業務に入っていきたいと考えております。

平成28年4月には移転先でございます御園、小俣の1階、旧さくらぎ保育所、消防本部の改修工事に入りまして、7月、8月に第1陣の引っ越しを実施をしていきます。

12月になりますと、小俣の3階、東庁舎の改修工事に入りまして、平成29年4月、5月の時期に第2陣の引っ越しを実施していきたいと思っております。

引っ越し完了後、平成29年7月から本館改修工事を着工をしまして、平成30年6月に完成をして、8月、9月で新しくなった本館への引っ越し、平成31年4月、5月で東庁舎への引っ越しで庁舎改修の完了というふうに考えております。

なお、昨年11月19日の総務政策委員協議会では、完成時期を平成30年3月ごろと御報告させていただきましたが、引っ越し時期や改修工事の工程を検証した結果、完成時期が平成30年7月ごろとなるのでよろしくお願いをします。

以上、庁舎改修についてでございます。御協議のほど、よろしくお願いをいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

庁舎改修については、それぞれの分野でしっかりとやってもらおうと思うんで発言はしませんが、やっぱり改修に伴う移動とかそういったことが出てきますし、またサービスの低下、こういったものを非常に心配するわけです。

そして、市民に対するPR、こういったものも非常にしっかりとやってもらわなければいけないんじゃないかな、このように思います。

そして、あつてはならんことやけど、事故とか資料の紛失、こういったことも今までもちょちょこと、ここではなくて他所で聞きますんで、しっかりやっぱり移動のときに、職員さんが全部あたられるという事にはなかなかならんと思うんで、業者をお願いする部分もあると思いますんで、その辺やっぱりしっかりとやってもらわないかんの違うかな。

その辺について考えとることについて、お聞かせ願いたいと思います

◎品川幸久委員長

管材契約課長。

●山口管材契約課長

はい、御指摘ありがとうございます。

庁舎改修ということで、市民の皆さんを初め、皆さんには非常に御迷惑をおかけすることになります。

御指摘いただいたことにつきましては、肝に銘じまして対策を十分講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕もちょっとここで数点質問をさせていただきます。

事業計画の基本計画案を全部ちょっと見させていただいたんですけど、ちょっとまず、初めちょっと御確認をさせていただきたいんですけど、計画案というかこの計画全体、これが伊勢市にとってと言いますか、いわゆるそのいろんなぼろが出てきたもんでそこを直そうという、言うなら傷に絆創膏を貼る的な改修計画なのか、それとも大きなまちづくりの中で、きちっとした位置づけをされた未来に向かっての計画なのか少しその点、もしお考えがあればまずお聞かせください。

◎品川幸久委員長

管材契約課長。

●山口管材契約課長

計画でございますけれども、まず老朽化という問題がありますので、老朽化改修ということでございますけれども、それに加えまして、計画の中では、市民の皆さんに利便性

の向上とか、そういったところを今後20年以上、庁舎を使用していくに当たっての考え方というのも少し基本理念の中でうたわさせていただいておるかというふうに考えております。

◎品川幸久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

今、御答弁をいただきましたので改めてちょっと確認だけさせてもらうんですけども、これは20年以上という御答弁が今あったんですけど、20数年使われるというような理解で当然よかったわけですよ。

それであるならちょっと、あえてお伺いしたいんですけども、この伊勢市では、次期遷宮に向けて、この20年間でどうやってつくっていくのかっていうような話がございます。

その中で、私この庁舎改修の話が、建てかえがいいのか庁舎改修がいいのかっていうような、ここで議論をするつもりはないんですけども、20年というスパンで伊勢市がまちづくりをする中で、この庁舎が20年以上というような言葉が出てきますと、一体何を目標にどの地点にこの庁舎の位置づけをしとんのかなあっていうのが、いまいちわからないんですけども、市としては当然じゃあこの庁舎で改修されたまま次の遷宮を迎えて、その後もしばらく使っていくというようなことで考えていく、そういった計画で進んだらということではよかったですか。

◎品川幸久委員長  
管材契約課長。

●山口管材契約課長

ちょっと遷宮という話とはあれでございまして、できる限り問題のある箇所を改修しまして長寿命化を図っていきたくて、その長寿命化を図っていく、どれぐらいもたせていくのかということについては、20年以上ということではございます。

計画の中にもありますように、庁舎について、市民の利便性の向上でありますとか、市民の方が親しみを持てる庁舎でありますとか、そういったところの部分は、検討の中で押さえていきたいなというふうには考えております。

◎品川幸久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

あのですね、老朽化に対する補修と、その点は当然理解はしております。

言いたいことも十二分に理解はできるんですけども、本来こういった計画を出してくるときには、こうこうこういう形でまちづくりをしたくて、そのためにビジョンがあるので、だからこういう計画で庁舎の改修もさせてもらうんですけどっていう形で示すべきではな

いかと、市民に対するですね、むしろ僕らでなくて、こうこうこういう形をつくってこので、だからこれはしますっていう形で市民に対して示すべきだと思っております。

その中で、今のような話になってしまうと、結局、20年間を見据えたまちづくりとか次期遷宮に向けてっていった市長が言っておることは、全部口だけかって話になってしまうんじゃないかなと思います。

さらにちょっと言わせてもらうんですけど、資料2の4、このスケジュールでございますけども、これですね、27年の6月から移転の改修設計業務委託が始まります。その後、それが全て終わってから本館の改修設計というのが11月にあって、引っ越し終わってからその業務の終了があるわけです。

なので、どんな庁舎になるかとか、どんな形で改修をされるかというのは、引っ越しがもう既に始まっている状況の中で僕らは審議をせないかんわけですよ。

例えば、出てきた計画が、いやいやこんなじゃ話になりませんわっていう話になったりだとか、そうなったときに、もう引っ越ししとるこの状況で、いやいや今さらっていうような話になっては、僕はならんと思いますんで、むしろこれは逆に僕は本館の改修の設計の業務、本来なら計画であるとか、これから市はこういうふうになります、庁舎はこういうふうになりますという、もっとまともな計画が出てきてから残りの作業に移るべきじゃないかと、時期的にはそれで間に合うんじゃないかと思うんですけども、ちょっと御答弁をいただけますでしょうか。

◎品川幸久委員長  
管材契約課長。

●山口管材契約課長

スケジュールの話になるんですけども、今回、改修をどのようにしていくかということと、あとスケジュールがどういうふうになっていくかということをお示させてもらっています。

そして、今度、今後改修される庁舎がどういうふうな改修をしていくんだということについて、基本的なところは、今回、計画の中で示させていただきましたが、今後、詳細設計の中で進めていく部分もございまして、そういったことも踏まえながら、今後も委員会等で御報告をさせていただきながら、節目節目には、報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎品川幸久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど私が申し上げたのは、本来であれば計画が出てくるのが先で、これからのビジョンを僕たちに見せてもらうのが先で、その後に移転というのは、これ本当に作業だけの話ですんで、後に来るべきじゃないかというふうな形で申し上げておるんです。

そのたびそのたびに報告をするっていうのであれば、今も僕が言ったように、この本

館の改修の設計業務なり、もっと計画を、ちゃんとした計画を示すのが先に持ってくるべきであって、報告のタイミングはじゃあいつなんだと、金額が出てくるのはいつなんだと、この間病院で何か、教育民生委員会で30%ほど上がったという話がありましたけども、ここの数字に関してこれ全然正しいかどうかはわからん状況で、引っ越しだけ先にするのかというような形で、僕は聞いておるんです。

随時報告をしていただくのはわかるんですけど、報告のタイミングが、全て違うんじゃないかと僕は言っとるんですけども、もう一回御答弁をいただけますでしょうか。

◎品川幸久委員長

管材契約課長。

●山口管材契約課長

庁舎改修の進め方につきましてですけども、これまでも協議会等で御報告させていただきながら進めてきたところでございます。

今後も、予算が伴う話でもございますので、庁舎改修のスケジュールに沿って、節目節目とはなりますけれども、議会にも御報告させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

スケジュールがおかしいって言っているのに、スケジュールに沿ってというような御答弁をいただいても、とても納得ができないんですけど。

◎品川幸久委員長

総務部長。

●可児総務部長

庁舎改修につきましての、20年先を見据えたビジョンというお話もいただきました。

私ども、現在、庁舎改修につきましては、非常に行政ニーズが多様化している中で、市民の皆様が市役所に何を求めているのかというのが、非常に大事ではないかなと考えております。

ただ、20年先のことまで、今使おうとしておる中で、なかなかやはりそのビジョンといいますか、庁舎改修、新しい庁舎までのつなぎとしての部分では、なかなか出しにくいところはございます。

ただ、今、役所のほうに私ども、市民の皆様等が求められているというのは、やはり相談業務であるとか、いろいろ問い合わせ業務もあろうかと思いますが、やはり多いのはやはりそういう申請でありますとか、届け出事務でありますとか、証明事務、そういった方々が来庁される方が多いのではないかと考えております。

そういったときに、庁舎、市役所のあり方として、やはりスムーズな迅速にそういう窓口業務を対応することが、やはり市民の皆様の利便性に資するものと考えておりますので、庁舎改修におきましては、そういったことを考えさせていただきたいと考えております。

また、近い将来におきまして、やはり、病院の例えば建設あるいは小・中学校の建てかえ、また、橋梁等インフラ等の整備もごさいます。

優先順位というわけではございませんが、そういった大きな財政出動もある中で、今回、庁舎改修という形で進めさせていただいておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

これで最後にしようかと思いますが、先ほども申しましたように、ここで建てかえかそれとも改修かの議論をしようとするんじゃなくて、本来なら、先ほど業務の効率化といいますか簡素化といいますか、そういうのがありましたけども、例えば、計画の中で例えば、IT化がどこまで進むかであるとか、それから電子自治体としてどこまで変えるために庁舎がどういうふうになるかであるとか、そのためにこれだけ職員の効率が下がって、市民が窓口に来なくても、もっとできる仕事はここまでふえますというような計画も当然ありませんし、例えば図面の中を見ますと職員の共済組合が移転することになってますけども、この職員共済会なんかも今、時代が違いますんで、コンビニの入札ってというような計画がこの中に入るとしても僕はいいかなと思うんです。

本来ならそういうような、この庁舎改修によって何が起きるのかとか、こういうふうな未来が市民にありますよとか、こういうふうな形ですばらしい伊勢市が、この庁舎改修によって一つレベルアップしますってというような計画が先にないと、やっぱり僕らは移転するときに先に移転しておいて、いやあ、あんまりお金かけるだけ無駄やったなあってというような庁舎改修の計画が後から出てきても困りますんで、そういう意味で先にやっぱり、計画案を出すべきじゃないかというような形で言うておるんです。

この辺、もう一回やっぱりぜひ御一考いただきたいなと思っております。

やっぱりちょっと、市民から聞いても移転だけしますが先に来て、計画の内容はわかりません、具体的な計画はこれからやりますというよりは、やっぱり、こうこうこういう形に庁舎が変わりますので御不便ですけども、こういう形でいろんなところに課は移りますけどもしばらく御不便くださいと、そのかわり僕らはこういう形ですばらしい庁舎が一つ二つ伊勢市がレベルアップする庁舎をつくりますってというような計画が、やっぱり市民に周知するときに先に出てくるべきだと思っております。

その辺はぜひ、もう一回御一考いただければと思います。

以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言ありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

きょうの時点でぜひとも伺っておきたい問題として、東庁舎に今後はその相談業務やら申請業務が集中すると思うんですが、大分つくりは今の本庁と東庁舎は違うと思います。

今は入ったところにホールがあって、いうたら滞留スペースは一定あると思うんですが、この東庁舎の場合は入ったらすぐ通路状態ですので、かなり滞留するというか、スムーズに行きたいところに行くっていうのが、なかなか、どういうふうに戸惑うような状況が出てくるんじゃないか、そういう意味で案内の体制というのは、やっぱりふやしていただくという必要があるんじゃないかと思うのと、そういう、滞るスペースとかそんなのを考える必要もあるんじゃないかなというように思うんですけど、それについてはどんな発想でやられるんか、市民が戸惑って困るっていうことがあっては困るんで、お願いします。

◎品川幸久委員長

管材契約課長。

●山口管材契約課長

移転案を示させていただいております。

なかなか場所が狭くて、こういう案になっておりますけれども、今言われたことも含めまして、市民の皆さんの案内という部分については、しっかりと検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

**【機構改革について】**

◎品川幸久委員長

次に「機構改革について」の説明をお願いいたします。

職員課長。

●西山職員課長

それでは、機構改革について御説明をさせていただきます。

資料3をごらんいただきたいと存じます。

今回の機構改革は、福祉部門におきまして団塊世代が後期高齢者になる2025年に向けて、地域包括システムの構築であったり、認知症ケア推進など大幅な事業の増大に向けた組織体制の強化が一つ、また観光部門におきましては教育委員会からスポーツイベント業

務を移管しまして、スポーツ誘客の強化を図るため、平成27年4月の定期異動にあわせて機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、その概要につきまして説明をいたします。

健康福祉部におきましては、新たな地域包括ケア推進課を設けます。介護保険課の地域包括支援系の業務、それから、高齢・障がい福祉課の高齢者生活支援業務を移管するものでございます。

それから、産業観光部におきましては、産業支援課の業務を商工労政課に移管しまして、産業支援課を廃止をいたします。

また、教育委員会事務局より、各種スポーツイベント業務の一部を市長部局である産業観光部へ移管するとともに、現在の観光企画課、観光事業課を観光振興課と観光誘客課に再編をいたします。

それから、教育委員会事務局におきましては、組織の変更はございません。

以上が見直しの概要でございまして、部課の数といたしましては、健康福祉部が1課の増、産業観光部が1課の減ということになります。

なお、機構については、協議会終了後、ただちに規則改正を行いますとともに、市民の皆様へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上、機構改革について説明をさせていただきました。

御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません、1点だけ簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

市の全体の予算の中で、この商工費っていうのは、なかなか事業をつけづらいっていうようなところもあって、常にパーセンテージが非常に低くて、以前一般質問でさせてもらったんですけど、起業率とかを国が求めておる中で、今回、産業支援課と商工労政課がくっついてしまって、事業という全体の規模自体がちょっと縮小されないかっていうような、特に商店街の振興とかも全部ここが担当しとるはずなんです、ちょっとそんな危惧があるんですけども、そのあたりちょっと考え方だけ聞かせてください。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

今回、委員御指摘のように産業支援課は廃課になるということでございます。

統合するという格好になるんですけども、やはり産業支援課で担っていただいております、物づくり企業支援、その他もろもろ産業支援の部分もでございます。

それと、逆に商工業の振興の部分と、どちらかという連携をして、しかも組織の中

の職員数がふえるということのスケールメリットとそういったところを含めまして、このような形にしたほうが良いということで統合させていただいたという経緯でございます。  
以上です。

(「しっかりやってください。」と呼ぶ者あり)

◎品川幸久委員長

よろしい。  
西山委員。

○西山則夫委員

すみません、ちょっと簡単なことだけ聞かせていただきたいと思います。先ほど観光振興課のほうへスポーツ課、教育委員会ですか、のスポーツイベントの一部を実施ということで移管するという事なんですかね。

それ、どういうスポーツを、一部というところとどういうスポーツを考えてござるのか少し御披露いただきたい。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

はい、今回の観光部門へのついでという部分は、誘客効果のあるスポーツイベントという中で、現在、マラソン、それから平成33年に予定されております国体への取り組み、それも含めた形でこちらのほうへスポーツ課から移管をさせていただくということでございます。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、今教育委員会で、これ、お伊勢さんマラソンということで理解してよろしいか。

はい、それと今お答えの出た33年の国体の関係でやっていくことが、これは例えば観光誘客課のスポーツ誘客とあるわけですね、ですから、それは部の中でリンクするのはできるとは思うんですが、観光誘客、スポーツ誘客というのは、きちっと観光振興でやるのか、観光誘客でやるのか、どちらなんですかこれ。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

観光誘客課におきましては、これまでの観光企画課で実施しておりました、いわゆる誘客事業、誘客活動、それと通常の観光とは別に、例えば誘客効果のある大きなスポーツ大会とか、そういったものの誘客活動を行っていくというところがございます。

先ほどのマラソンであったり、国体という部分は、観光振興課の中でのスポーツイベントの実施部門のほうで担当してまいりたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

わかりました、別にきちっと切り分けていくということもなかなか難しいので、そういう答弁があったことで理解しておきます。

もう一つ、観光誘客の関係で言えば、教育委員会にスポーツ課がありまして、文化振興部門もあるわけですね。

文化的な、伊勢市が持つ財産をもって観光誘客ということは、観光部門が考えてございませんか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

委員仰せのとおり、そういった側面もあろうかと思えます。

ただ、現在のところ、誘客を目玉にしていくというふうな中で、スポーツ誘客という部分を新たに取り入れるというふうなところで、まずは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

わかりました、今そういうお答えをいただきました。当面はスポーツでということですが、文化関係についても今後検討思案に入っているということで理解をしておいてよろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

そういった側面もあろうかと思えますが、これから教育委員会のほうともそういった

部分についても、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言ありませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

すみません、地域包括ケア推進課のところに地域包括支援業務を介護保険課から移管と書いていただいているんですけども、介護保険課は左のほうに書いていただいているのほうにも介護保険課があるんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

この資料におきましては、介護保険課の中の地域包括支援係というふうなものがございます。その部分を課に昇格をさせるというイメージを持っていただければわかりやすいかと思えます。

そこに先ほど申し上げました、高齢者の生活支援事業をそこに移管をしてまいって、全体として地域包括ケアシステムを構築していく課ということでございます。

よろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長

野口委員。

○野口佳子委員

そうしましたら、高齢者生活支援業務を高齢・障がい福祉課から移管というのは、これはどういうことなんでしょうか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

今回の地域包括ケアのシステム構築については、認知症対策というふうな部分も含まれております。

そういった部分で高齢者に対する手厚い支援業務についても、こちらの地域包括ケアのほうで取り組んでまいるというふうな考え方でございます。

◎品川幸久委員長

野口委員よろしいですか。

○野口佳子委員

はい。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

副委員長。

○吉岡勝裕副委員長

少し聞かせていただきたいと思います。

先ほど西山委員の質問のほうで、スポーツイベントの一部をということで、一部はお伊勢さんマラソンのほうと、国体のほうと、ということで御答弁いただいたわけですが、これまでもお伊勢さんマラソンの開催、準備にはもうほとんど1年かかっている状態の中で、この中日三重ロードレースとも統合していただいて、公認コースも取って、すばらしい大会にしてきていただいております。

たくさんの方が全国から御参加いただいて、いろんなマンパワーが必要かと思うんですけども、観光振興課、また観光誘客課、そこら辺において人数の増員というのは、どれぐらい見込んでいるのか、現在の観光企画課、観光事業課との人数配置も含めてその点はどれぐらい見込んでいるのか、ちょっとお聞かせをいただけたらと思います。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●西山職員課長

委員仰せのとおり、マラソン大会については、これまでいろんな職員を動員といたしますか、かなり大規模に実施をしているところでございます。

これに関しましては、教育委員会事務局のほうから、ちょっと、人数についてはこれからの人数精査はございますけれども、現在のところ3名程度は、以前マラソンに携わっていたというふうなところで、その辺の増員をちょっと検討しておるところでございます。

いずれにしても、一気に移管したからといって観光の部局ですべてがやれるというふうに思っておりません。連携を取りながら、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

副委員長。

○吉岡勝裕副委員長

はい、ありがとうございます。

平成26年度の大会においては、この陸上競技場がスタート・ゴールの発着のところであって、また駐車場等もあったわけなんですけども、27年度はコース変更をしなければならぬということ、いろいろな、三重陸連とも協議があったりとか、駐車場どうしようか、バスどうしようか、いろんな協議が必要かと思えます。

それぞれに大会が開催できるように、それぞれの関係機関とも協議していただくような中で、積極的に進めていただけたらと思えます。

よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

他に発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【定住自立圏形成協定の変更について】

◎品川幸久委員長

次に「定住自立圏形成協定の変更について」の説明を願います。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、それでは、定住自立圏形成協定の変更について、御説明申し上げます。

本日御協議いただきたい内容につきましては、平成25年7月18日に鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、それから明和町と締結をいたしました定住自立圏形成協定の一部変更について、お願いをするものでございます。

恐れ入ります、資料4をごらんください。

まず、「1 主な経過」に記載のとおり、25年2月25日に中心市宣言を行い、同年7月18日に伊勢市と各市町で「伊勢志摩定住自立圏形成協定」を締結し、翌26年6月16日に「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」を策定いたしました。

現在、医療・福祉、産業振興などの「生活機能の強化」、公共交通、地産地消などの「結びつきやネットワークの強化」、それから人材育成などの「圏域マネジメント能力の強化」この3分野において、各市町が連携して取り組みを進めているところでございます。

例えば、「生活機能の強化」といたしましては、「休日・夜間応急診療所の維持運営」、「病児・病後児の保育施設の運営」、「伊勢志摩への旅客誘致」など、また「結びつきやネットワークの強化」といたしましては、「宮川架橋の建設促進」、「地産地消の推進、地場産品のPR」など、それから「圏域マネジメント能力の強化」といたしましては、「職員研修の合同開催」など、現在26の取り組みを進めております。

また、生涯学習講座、公共施設の共同利用等についても協議をしているところでございまして、今後も項目の拡充を図ってまいりたいと考えております。

定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業に対しましては、特別交付税の地方財政措置がございまして、中心市、伊勢市の場合、中心市でございすけども、中心市は8,500万円を基準に連携市町の人口、面積、市町の数をもとに算出した額、それから連携市町のほうは、1,500万円、これが上限額となっているところでございます。

実際の交付税の額は、伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに記載の取組内容の範囲内において、毎年度、国の査定により決定されることとなっております。

次に、本日御協議をお願いする定住自立圏形成協定の変更に係る内容及び理由について、御説明申し上げます。

定住自立圏形成協定は、必要に応じ、中心市と連携市町がそれぞれ議決を経た上で、変更を行うこととなっております。

昨年12月24日開催の伊勢志摩定住自立圏推進協議会、各首長がこちら構成員になっておりますが、こちらのほうで変更内容に係る協議を行い、2の「変更の内容等」に記載のとおり、産業等振興の項目に「イベント等の誘致・開催」に係る内容を追加することを確認をいたしました。

そして、現在、全ての連携市町が、この協定変更を行う意向を示しております。

「3変更の理由」でございますが、平成25年の神宮式年遷宮を契機として伊勢志摩圏域の知名度・魅力度は向上しているものの、一過性としないうちに今後も継続して圏域の魅力を発信することが求められており、圏域市町が集客力・発信力の高いイベント等を行うことで、圏域への経済波及と交流人口拡大につなげるため、この「イベント等の誘致・開催」に係る内容を協定に追加しようとするものでございます。

イベント等の一例としましては、御案内のように平成29年に開催が予定されております「第27回全国菓子大博覧会・三重」がございます。これは、三重県菓子工業組合が主催するイベントでございますが、資金的支援、人的支援等を検討しているところでございます。

4の「今後の進め方」でございますが、この後3月定例会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決後3月下旬をめどに伊勢市と各市町で「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定」を締結いたします。また、この協定変更を受けて、4月から5月に伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの変更を行う予定でございます。

裏面でございますが、こちらに現在の協定書に「イベント等の誘致・開催」に係る内容を追加したイメージを資料としておつけをいたしました。御高覧いただければと存じます。

以上、定住自立圏形成協定の変更について御説明をいたしました。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

野崎委員。

#### ○野崎隆太委員

ごめんなさい、これ意見だけですんで御答弁は結構なんですけども、今度、三重県知事の肝いりでサミット等も誘致しよう今頑張るとどこなんですけども、できれば、これも本当に意見だけですんでできればなんですけども、イベントの誘致開催よりは式典行事ぐらいのほうが、僕としては、公文書ですんでいいんじゃないかなと思います。

以上です、結構です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

発言もないようですので、本件につきましては、この程度で終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 7 分

再会 午後 3 時 8 分

◎品川幸久委員長

引き続き会議を開きます。

#### 【管外行政視察の実施等について】

◎品川幸久委員長

それでは、「管外行政視察の実施等について」御協議願います。

まずは、管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いいたします。

西山委員。

○西山則夫委員

ぜひ実施をして、いろんな研修をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありますか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

実施すべきだと思っております。

やはり、いろんな問題点等がございますので。

それで、時期については、5月ぐらいが、陽気のいいときがいいんじゃないかな、このように思います。と申しますのは、4月はやっぱり異動とか、そんなんもありますんで、5月になるとそこそこ異動とかも落ち着いてくると思いますんで、5月を希望したいと思います。

◎品川幸久委員長

はい、ありがとうございます。

他にありませんね。

それでは、管外行政視察につきましては、実施することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

そのように決定をいたしました。

それでは、先ほど世古口委員から５月ごろというような御意見がございましたが、他に発言はございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後３時９分

再会 午後３時１０分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

管外視察の視察時期につきましては、おおむね５月１１日から１５日をめぐりに実施したいということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

次に、視察の目的につきまして、御発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

ないですか、御発言ありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ぜひいろんな項目があると思いますので、見識の高い正副委員長にいろんなことで調べていただけたらと思います。

◎品川幸久委員長

はい、わかりました。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、それでは正副委員長ということに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

また、もしそれまでに、こういうところに行きたいというお話がございましたら、この17日の火曜日までに正副委員長のほうまでお申し出をいただくようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

以上で御協議いただきます案件は全て終わりました。

これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会をいたします。

長時間ありがとうございました。

閉会 午後3時11分